

審教員免許更新制廃止のウラで 教員の研修の大改悪をねらう

中央教育審議会「『令和の日本型教育』を担う教師の在り方特別部会」は8月23日、「『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの実現に向けて 審議まとめ(案)」(以下「まとめ案」)を発表しました。

これを受け、大阪教育文化センターの山口隆さんが9月15日、「教員免許更新制廃止と引き換えに、教員の研修の大改悪をねらう」ものだ、とコメントを発表しました。今後、シリーズとして泉北教育に掲載をしていく予定です。

シリーズ「ねらわれている！教員の研修①はじめに」

子どものための研修から国家のための研修へ

「まとめ案」は、教員免許更新制廃止を口実に、あるいはこれと引き換えに、子どもの教育のためという教員の研修の意味とあり方を、国家目的のためと根本的に覆し、教員の研修権を根こそぎ奪い取る重大な問題をもつものであり、「まとめ案」によって教員免許更新制の廃止が方向づけられたということをいささかも評価することはできません。

それどころか、教員の研修について、これまでにな

という視野からとらえなければ、本質はとらえられないと考えます。

1. そもそも教員の研修とは何か

(1) 教員の研修の実施主体は教員自身

教員の研修は、地方公務員法(地公法)ではなく、教育公務員特例法(教特法)によって規定されています。はじめに念のため、地公法と教特法の関係について確認しておきたいとおもいます。地方公務員法が一般法であるのに対し、地方公務員法の特別法という位置にある法律が、教育公務員特例法です。教特法は、地方公務員法と国家公務員法をベースにしつつ、教育公務員にのみ適用される特例的事項を定めている法律です。特別法は一般法よりも優先するので、教育公務員特例法は地方公務員法よりも優先します。

教員の研修は、一般行政職員の研修と本質的に異なる

ります。地方公務員法が規定する一般公務員の研修は、実施主体は「任命権者」であり、研修の目的は「勤務能率の発揮及び増進」ですが、これに対して、教育公務員特例法は第21条で教員の研修について、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」と規定しています。

つまり、教特法が規定する教員の研修は、実施主体は「教員」であり、目的は「職責の遂行」＝子どもの成長・発達の保障です。

それは、一般行政は、議会の多数決によって決められた政策にもとづいて決められるものであり、教育は多数決では決まらない真理・真実にもとづいておこなうものであるという本質的な違いがあるからにはかなりません。

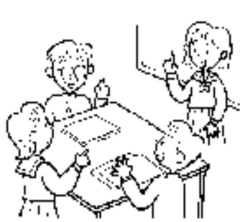
したがって、教員に研修権が保障されていることは、真理・真実の教育をすすめるために、教員が自ら研修

を企画、計画し実践する権利と責任を持っているということの意味します。教育行政は、いうまでもなく教員の研修の実施主体ではなく、教員が実施主体としておこなう自主的・自発的研究に要する施設、研修を奨励するための方途などの条件整備をおこなうことがその果たすべき役割です。

(つづく)

山口 隆

(大阪教文センター)



教育要求書に基づく 各教育委員会交渉の日程

高石 (1回目)
11月18日 (木) 18:00~
※障教部の交渉も合わせて行います。

和泉
11月25日 (木) 18:30~

忠岡
12月 3日 (金) 18:00~

各校の要求を持ち寄りましょう。
ぜひご参加ください。
参加希望の方に場所はお伝えします。

総合共済

毎月15日締切、翌月1日加入
全国の仲間の助け合い

月600円
の掛金で!

たとえば...

- 就職: 600円
- 結婚: 1万円
- 出産 (2人目): 5万円
- 自然災害: 1万円
- 退職: 2万円
- 加入の方は クリスタル 2万円
- 加入から35年の場合
掛金合計 252,000円
退職金給付として
- 30日以上
の病休: 1万円
- 結婚
満15年: 2万円
- 出産: 5万円

掛金総額が給付されます!

教職員の生活と権利を守るため、泉北教組に加入しましょう